

2017.09.21：平成 29 年第 3 回定例会（第 1 日）

○川口雅敏議員　引き続き、自民党の一般質問を続けます。

初めに、教員の働き方改革についてお伺いをいたします。

本年 6 月 22 日、文部科学省は中央教育審議会に対し、小・中学校教員の長時間労働解消に向けた負担軽減策を検討するよう諮問をいたしました。この中で、教員の業務内容の見直しや地域との連携、勤務実態にあわせた処遇改善策などが議論されるようであります。

「主体的・対話的で深い学び」を掲げる次期学習指導要領を確実に実施するため、授業のほか部活動など、多忙となっている教員の働き方を見直し、勤務環境を改善することが主眼となっております。

急激な社会的な変化が進む中で、子どもたちが変化を前向きに捉え、豊かな創造性を養い、持続可能な社会の実現に向けて、予測不可能な未来社会を自立的に生きるための資質や能力を育成することが今日の学校には求められております。子どもたちの教育を担う教員には、授業改善、教材研究、学習評価の改善や充実などを進める力が求められる一方で、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携などもあわせて期待をされております。このような状況の中、教員の勤務実態には長時間勤務という形で課題が表面化しており、看過できない深刻な状況であると言えます。

そこでお伺いいたしますが、教育委員会では区立小・中学校教員の勤務実態をどのように把握しているのか、お伺いをいたします。また、その結果について、どのような対策を実施しているのか、お伺いをいたします。

また、世田谷区では、教員が子どもとかかわる時間の拡充の実現に向け、今年度より中学校全校の給食費を私費会計から公会計に移行いたしました。各学校による独自献立、自校調理など、世田谷区の特色ある給食事業を維持しながら、各学校で行っている給食費の収納管理等を教育委員会が一括して行うものであります。平成 30 年度からは全小学校も対象とするそうであります。

本区の給食費の収納率は非常に高く、児童・生徒の保護者の納付意識は総じて高いものと認識しておりますが、一方で給食費を支払わない保護者も存在す

るところであります。そのような保護者に対峙し、未納分を納付させることは、学校や教員に非常に重い負担となっております。未納保護者に対する学校の労力と時間を公会計化により取り払い、本来の教務に専念できるものと認識をしております。本区における公会計化に関する教育長の見解をお伺いいたします。

この項の最後に、校務の情報化についてお伺いをいたします。

校務の効率化には、ICTの活用、いわば情報化が不可欠であります。校務の情報化の目的は、効率的な校務処理と、その結果、生み出される教育活動の質の改善、教員のゆとり確保にあります。校務を効率的に遂行することにより、教員が児童や生徒の指導に対して、より多くの時間を割くことが可能となります。また、各種情報の分析や共有により、今まで以上に細部まで行き届いた学習指導や生徒指導等の教育活動が実現できるなど、さまざまな恩恵を得ることができるものと考えます。

このように、校務の情報化は、ますます進展する情報化社会において、ICTを有効に活用して、よりよい教育を実現させるためのものであります。校務の情報化について、教育委員会ではどのような取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

また、教員1人につき1台のパソコンが配備されて数年がたとうとしておりますが、導入の際には、パソコンをよく活用して情報処理していた教員と、パソコンを余り活用できていなかった教員がおられ、パソコンに対する理解度に大きな乖離があったものと伺っております。現時点においては、そのような乖離も縮小しているかと思いますが、パソコンを活用できない教員のスキルアップは喫緊の課題と考えます。教育委員会はこのような教員に対し、どのような対策を講じているのか、お伺いをいたします。

次に、小学校の外国語教育についてお伺いをいたします。

平成23年度より、小学校の第5、第6学年で年間35単位時間の外国語活動が必修化されました。外国語活動においては、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことが目標とされております。いわゆる中一ギャップという小・中間の問題がありますが、この要因の一つとして、中学校に入学した際に、英語の授業についていけなくなるということも聞き及ぶところでもあります。本

区においては、いたばし学び支援プラン 2018 の中で英語教育の充実が盛り込まれており、その成果に期待をしております。

さらには、平成 32 年度には、小学校 3 年生から英語科が必修化と 5 年生からの教科化が実施されることになりました。教科となることは、教科書が定められるとともに、テストがあり、学期末には通知表に数値による成績がつけられることとなります。

このような状況の中、去る 6 月 13 日の日本経済新聞では、中学 1 年生の約半数が小学校での英語学習が中学では役に立たないと民間の教育研究機関が発表したとの記事が掲載されておりました。この記事では小学校の外国語学習が会話を通じて英語になれ親しむことを重視する一方で、中学英語は依然として単語や文法の暗記が中心であることが小・中間での英語学習の接続に課題があると指摘をしております。

そこでお伺いをいたしますが、このような記事の指摘を踏まえ、教育委員会は小・中学校における英語教育の接続について、どのような見解をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。また、小中一貫教育の視点から、中学校の教員が小学校の英語活動や英語科の実態や動向を十分に理解していることが求められると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

小学校では学級担任が英語を教えることになると考えますが、その指導のレベルは統一が図られているのかどうか、小学校の教員を対象に、悉皆で外国語活動や外国語研修を受講されることが必要であると考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

新たに外国語活動が導入される小学校 3 年生と 4 年生、そして英語科が導入される 5 年生、6 年生には、時間割に大きな影響が及ぶものと推察をいたしますが、これまでも授業時間数の確保のため、夏休みの期間を変更するなど工夫を重ねてこられました。さまざまな方策が想定をされます。ますます過密化する時間割に対し、教科横断的な視点で教育課程を編成し、人的・物的資源等を効果的に組みあわせて施行し、実施状況を踏まえつつ、教育課程を評価・改善を図ることを通して、教育活動の質の向上を進めるカリキュラム・マネジメントの考え方を英語科に適用していくことも必要と考えますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

この項の最後に、小学校 5 年生及び 6 年生で英語が教科化されることは、中学受験において、英語が受験科目の一つとなるものと思われます。そのような場合には、保護者が学校に求める授業の内容や質についても高まっていくことが想定をされるところであります。教育委員会では、英語の授業改善について、どのような見解をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

次に、外国人の方々の地域防災訓練への参加についてお伺いをいたします。

本区における外国人の人口は平成 29 年 7 月 1 日現在 2 万 3,590 人で、3 年前の 7 月 1 日と比較すると 6,413 人の増となっております。これは伸び率で 37.3% となり、同じ時期の日本人の人口伸び率である 2.3% と比較すると非常に高い率であると言えます。

日本各地で地震や水害等の自然災害が頻発する中であって、東京都においても首都直下地震の切迫性が指摘されております。そのような状況のもと、地域社会の一員である外国人住民の防災対策を考える必要性も高まっているところであります。もし仮に、東京において大規模な火災が発生した場合、日本語の理解も十分でなく、東京の地理や災害に関する知識も乏しい外国人は、安全な場所に避難することなど、適切な防災行動をとることができない恐れがあります。区内在住の外国人が実際に災害が発生した際に正しい行動がとれるようになること、また、災害時に外国人に起こり得る問題を認識し、日ごろから地域の方々との関係を築いておくことは極めて重要なことであると考えているところであります。

他の自治体では、埼玉県越谷市や千葉県八千代市などにおいて、地域における防災訓練に外国人の住民に参加を促し、避難訓練や起震車体験をはじめ、非常食の炊き出し訓練などを実施し、好評を得ているところであります。

既に本区においても、大東文化大学の外国人留学生を対象にした防災訓練を実施しているところでありますが、地域にお住まいの外国人の方々に地域における防災訓練に参加させ、実践的な経験を通じた日ごろから防災意識の向上を図ることがとりわけ重要であると考えます。そこでお伺いをいたしますが、外国人に対する防災意識の啓発について区はどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

次に、地域における防災訓練に外国人の方々を参加させることについて区の

見解をお伺いいたします。また、防災に関する外国人向けのパンフレットは作成されているのでしょうか。実際に外国人に行き届いているのか、外国人が災害に対してどういう認識を持ち、何を必要としているのかなど把握されているのかお伺いをいたします。さらには、携帯ツールなど適切な情報伝達手段の認知、徹底や、今までの防災対策が十分かどうか、具体的に検討や検証がなされているのかお伺いをいたします。

この項の最後に、2020年東京大会に向けて多くの外国人観光客も来日をされ、本区にも来訪されることが予想されております。既に東京大仏や隣接する赤塚植物園には多くの外人観光客が訪れているようであります。オリンピックの開催に向けて多くの外国人が東京に集まることとなる中で、犯罪を企てるテロリストも入国することが想定をされます。一義的には入国管理部門において水際で入国を阻止することになるかと思われませんが、絶対入国しないとは言い切れないことと思います。

2020年に向けて、区としても、多くの外国人観光客の招致に本腰を入れていくこの時期、多くの区民が集まるイベントや商店街などにおいて今まで以上にテロ対策が重要になってまいります。その際には、本区に居留する外国人にテロ対策の協力を仰ぐことも必要であると考えます。本区のテロ対策に関する認識と、今後、外国人と連携をしたまちの安全確保について区の見解をお伺いいたします。

次に、公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画の更新についてお伺いをいたします。

板橋区は、平成27年5月に公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画を策定し、適切なコスト管理による計画的な整備と将来需要を見通した公共施設の最適化を推進してきました。その個別整備計画は、人口動態や区の財政状況に見合うように施設総量を抑制しながら、適切な維持管理による安心安全な公共施設の整備を推進するとともに、施設の質をさらに充実させ、新しいニーズに対応した魅力ある公共施設へと再構築することにより、持続可能な区政を実現し、継続的な行政サービスの提供を図るものであり、その趣旨には大いに賛同いたします。

しかしながら、計画の策定以後、区や社会を取り巻く情勢の変化は目まぐるしく、児童福祉法改正による児童相談所の設置、待機児童ゼロに向けた保育所

のさらなる整備、熊本地震や九州北部豪雨の被害状況を踏まえた地域ごとの防災拠点や防災備蓄倉庫等の整備をはじめとした防災対策の一層の充実について、現在の個別整備計画において十分に網羅されているとは言えないものと考えます。区はこのような課題に対応するため、個別整備計画の更新を早急に図るべきではないかと思えます。

そこでまず、現在の個別整備計画についてお伺いをいたします。平成28年度を始期とした個別整備計画は、現在まで1年半が経過をしておりますが、これまでにどの程度の施設が改築、改修、集約、複合、廃止、移転されたのか具体的にお示しをください。さらにその中で、廃止された施設について跡地利用の検討状況もお示しください。

次に、今後個別整備計画を更新するとして、計画策定後の状況変化にあわせて計画更新の必要性と具体的に計画のどの部分に更新が必要なのか教えてください。仮に個別整備計画を更新するのであれば、いつから更新作業に入るのか、具体的なスケジュールもあわせてお示しください。

この項の最後に、個別整備計画の更新における区民への周知についてお伺いをいたします。個別整備計画は、公共施設の廃止、縮小、機能転換、複合化等の指針とも言え、個別整備計画が与える影響は、施設の利用者だけでなく、施設周辺の地域住民の住環境にまで影響が及ぶ大変重要な施策であります。そのような重大な施策に対し、区は現在の計画を策定した際に、区内全18地域において区民説明会を開催するほか、町会や施設利用者、関連団体に対して個別に説明会を行うなど大変丁寧な説明を行ってきました。

しかしながら、現在進行中の児童相談所の設置については、区内全域にかかわるものでありながら、設置予定の周辺地域でしか説明会を行っていないと聞いております。今後、個別整備計画を更新した際の区民への説明は一体どのように行っていく予定であるか、お伺いをいたします。

最後に、児童相談所の設置について質問をいたします。

児童相談所については、本年の第1回定例会の総括質問において実施をさせていただきますが、その後の設置に向けての状況の変化と現在の進捗状況等について、4点に絞って、区長の見解を含めお聞かせいただきたいと思えます。

区長もご存じだと思いますが、私ども区議会文教児童委員会では、7月24日に神戸市に赴き、同市における児童相談所、名称については「こども家庭センター」となっておりますが、それと並びに、「こべっこランド」の運営状況を視察してまいりました。神戸市は言うまでもなく政令指定都市であり、法令によって児童相談所の設置を義務づけられている自治体であります。私ども文教児童委員は、この視察によって、改めて健全な児童の育成にかかわる児童相談所の役割の重要性と同時に、運営における困難さを再認識させられた思いであります。

私は、第1回の定例会における総括質問の際に、平成18年4月から既に児童相談所が認められている、全国に48ある人口20万以上の中核市において、多大な財政負担への懸念から、実際に児童相談所を設置している自治体は、我が区と友好都市の関係にある金沢市と横須賀市のわずか2都市にすぎないことを紹介させていただきました。神戸市は板橋区の約3倍の人口、153万3,000人余りを擁する大都市であります。当然のことながら、1か所の児童相談所では市民の需要に十分に答えられない状況であると推察するところであります。神戸市自身もそのように認識をしているところでありますが、現実として1か所しかありません。

その最大の理由は財政的側面もありますが、何よりも人材を確保することができない、児童相談所を運営できるだけの職員がいないという物理的な問題であるとの説明を受けてきたところであります。このような状況は神戸市に限ったものでなく、特別区も同様であると思います。こうした状況の中、現在特別区では荒川区、世田谷区、江戸川区の先行3区が平成32年度の開設に向けて作業を進めており、続いて板橋区を含め10区が平成33年度中の開設に向けて鋭意作業を進めているところであると思います。

平成28年11月にまとめられた設置希望区における検討状況では、練馬区を除く設置希望区である22区全体で、児童相談所及び一時保護所の運営において、児童福祉司、児童心理司、児童指導員及び看護師等で872人の常勤職員が必要であると算出していると聞いております。

また、これらの職員に加え、運営に不可欠な事務職、医師や弁護士、さらには非常勤職員などを含めると膨大な人員を確保しなければなりません。板橋区では、本年5月に板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想を策定し、一時保護所を含む児童相談所機能の運営に60から70人程度の人員を配置するとし

ております。また、そのうち児童福祉司の 14 名程度をはじめとして、法令基準に基づき配置するとしています。私は、これだけの人員を、現在予定されている他の 9 区とともに平成 33 年度までに確保することは物理的に無理があると思いますし、職員の方々が努力をすればできるという類いの問題ではないと思います。

また、あえて苦言を呈すれば、法令基準、例えば児童福祉司については、人口 4 万人に 1 人の割合で配置することになっておりますが、これはあくまでも最低基準であって、実際の運営に当たっては、ある程度の緩衝値を考慮する必要がありますことは周知の事実であると伺っております。

そこでまず質問しますが、板橋区において開設予定である平成 33 年度までに児童相談所及び一時保護所について、現在、都で運営しているレベル以上の水準を維持ないし向上できるだけの人材を確保することができるのでしょうか。また、できるとすれば、そのための人材の確保の方策について区長はどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

当然のことながら、都では現在も「児童相談所の運営に必要な人材は、設置自治体が責任を持って確保、育成することが大原則である」としております。そのことを踏まえた上でご答弁をいただきたいと思っております。

次に、広域調整について質問をいたします。第 1 回定例会の総括質問において、現在都で実施している児童相談所及び一時保護所を区が設置するデメリットとは何かという質問に対しまして、理事者からは広域的な対応が若干の課題として示されており、今後特別区間で協定などを締結するなどして解決をしていきたいとの答弁をいただきました。言葉の意味から言えば、デメリットの範疇ではありませんが、私もそれぞれの施設の性質ないし業務の運営上、広域調整については、人材の確保とともに克服しなければならない最重要課題の一つであると考えるところであります。

そこで質問をいたします。現時点における広域調整の進捗状況と、区長が考える最適かつ必要不可欠な広域調整のあり方についてお聞かせください。また、広域調整にはその前提として、東京都も含め、少なくとも 22 区相互の情報の共有化が不可欠であると私は考えますが、現時点では情報共有のためのシステム共有は実施しないことになっていると伺っておりますが、このことについて区長の見解をお聞かせください。

次に、社会的養護の拡充について質問をいたします。一時保護所については言うまでもなく、入所については、あくまでも一時的な対処であって、原則 2 か月まででございます。特定の被保護者を恒久的に滞在させる施設ではありません。東京都における平成 27 年の実績では、一時保護所の 1 人当たりの平均保護日数は 41.3 日であり、10 年前の平成 18 年の 35.5 日から 5 日以上増加、平成 17 年の 31.2 日と比べると、実に 10 日以上も増加しております。この要因については、虐待相談件数が平成 18 年の 3,265 件から平成 27 年には 9,909 件と、10 年前の 3 倍と一貫して増加しており、また、ケースが複雑化、困難化していることが挙げられております。ちなみに、全国平均の 29.0 日を大幅に上回っております。

いずれにせよ、児童相談所及び一時保護施設を設置することは、同時に出口論、つまり、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等の十分な確保など、社会的養護の拡充が必須になってくると理解をしております。

基本構想においても、特別な支援が必要な家庭への支援として、施設入所や里親制度の記載はありますが、どのような施設、制度をどのように確保していくのか、その方策については何の記載もありません。そこでお伺いをいたしますが、板橋区としては、児童相談所及び一時保護所の設置に向け、社会的養護の拡充をどのように図っていくのか、区長の見解をお伺いいたします。

最後の質問でございます。板橋区における児童相談所及び一時保護所の開設年度について確認をさせていただきます。現在、特別区では先述いたしましたように、先行 3 区である荒川区、世田谷区、江戸川区が平成 32 年度の開設を目指し、鋭意準備を進めているところだと思っておりますが、例えば世田谷区の計画にしても、現在、都が運営している世田谷児童相談所を都から譲り受けることが前提となっており、また、当該児童相談所の管轄圏域となっております狛江市の取り扱いについてもまったくの白紙状態であると聞いております。こうした状況では、平成 32 年度の開設については実現性が低いと言わざるを得ないと思っております。

また、都の児童相談所への研修の受け入れ可能人数にしても、1 人の職員が最低でも 3 年の研修期間が必要とされるところを 2 年間に短縮した場合であっても、現状では児童福祉司が 35 人、児童心理司が 13 人と、22 区が求める 872 人という必要数とあまりにも乖離しております。

一時保護所に至っては、いまだに何の計画もありません。平成33年度開設に向けて、担当部署では日々鋭意努力し、奔走していることについては敬服をするところではありますが、このことは職員の確保と同様に、物理的な問題があって、担当職員がいくら努力したとしても解決しないし、克服できるレベルでは到底ない状況であると思います。

そこで質問をいたします。区長はこのような状況にあっても、板橋区における児童相談所及び一時保護所の開設時期について、平成34年度以降に見直す考えはないのかお伺いをいたします。私は、都心区など一定の規模を考慮する必要があると思いますが、各区のレベルで児童相談所を設置することには賛同するものであり、また、現在の児童虐待等の状況を鑑みれば、設置すべきだと思っております。そのことについては、区長と考え方を異にするものではありませんが、児童相談所の業務については、介入などに代表されるように、全ては子どもの生命にかかわる深刻かつ重大な問題に対する厳しい対応が必要とされているものであります。したがって、完璧な体制を整えた上でなければ開設すべきではない施設であると考えております。

ただいたずらに他区との横並びを重視するのではなく、現実を直視し、一度立ちどまって、区民もしくは利用者にとって何がベストであるかを考え直す勇気が必要であると思います。このことを申し上げて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手する人あり)

○区長（坂本 健君） それでは、川口雅敏議員の一般質問にお答えいたします。

最初は、外国人に対する防災意識の啓発についてのご質問であります。都内で生活されております外国人の方々は、東日本大震災において初めて地震を経験した方も多く、多様な災害情報が飛び交う中、正確な情報を得ることができずに、大変混乱を生じたことが報告はされております。日本語での情報交換が十分にできないことや、そもそも地震を知らない人も多いことから、区では外国人の方々を災害時における要配慮者として位置づけております。

こうした外国人の方々の被災を減らすためには、地震や防災対策に関する正しい知識を持ち、災害時、冷静に行動することができるよう、平時から防災意識の普及啓発を図っていくことが何よりも重要であると考えています。

続いて、地域の防災訓練への外国人の参加についてのご質問であります。区では外国人の方々に対して、多言語情報誌である「アイシェフボード」をはじめとした区の広報媒体によって、3月の総合防災訓練などへの参加を呼びかけております。

また、去る9月13日には、大東文化大学において留学生を対象とした防災訓練を実施したほか、10月15日には桜川地区で行う総合防災重点地区訓練において、語学ボランティアに通訳をお願いして、広く外国人の方の参加を募る予定であります。外国人の方々も地域の一員として積極的に防災訓練に参加して、日ごろから地域の方々と顔の見える関係を築き、相互に支え合う環境をつくっていくことが重要であるとも考えています。

続いて、防災に関する外国人向けのパンフレットについてのご質問であります。区では、外国人の転入手続の際にお渡ししておりますパンフレット等の中において、防災マップや救急時の対応などを多言語で情報提供しております。また、緊急時の生活情報をまとめたパンフレットや外国人のための防災ガイドマップを多言語で作成をし、戸籍住民課の窓口等で配布をしているほか、避難所についての説明チラシを多言語で作成し、避難所に備えております。これらのパンフレット等につきましては、文化・国際交流財団と連携をしながら、日本語教室や外国人が参加する防災訓練など各種イベント等で配布しているほか、ホームページ等におきましても情報提供しているものであります。

続いて、外国人の災害に対する認識の把握についてのご質問であります。区では平成26年12月に、区内に住む20歳以上の外国人3,000人を無作為抽出して、多文化共生実態調査を実施し、629人の方にご回答をいただいたところであります。この中で、災害などの緊急時の対応について、認識や災害対策のニーズを調査しているものであります。調査結果では、災害時に不安なこととして、家族の安否を挙げた方が69.5%、区に求める災害対策として、多言語によるマニュアル等の配布を挙げた人が78.7%で一番多いところでありました。避難所等の認知度につきましては69.5%、防災訓練など災害に関する活動への参加意向については65.5%でありました。

次は、外国人の防災対策の検討、検証についてのご質問です。区内外国人に対する防災に係る意識調査や情報提供に係る浸透度の測定や効果の検証は現在行っていないところであります。区としましては、外国人につきましても、その特性に配慮した情報提供のあり方や訓練方法を工夫することによって、他の区民と同様の災害対応力を身につけていただくよう取り組んでいく考えであります。

次は、テロ対策の認識と外国人と連携したまちの安全確保についてのご質問であります。不特定多数の人を狙ったテロは断じて許されない行為であり、区は区民とともにテロを許さない姿勢を見せていくことが重要であると考えます。区では、犯罪抑止のために防犯カメラ設置や町会、自治会、防犯協会、区内事業者などパトロールを実施しておりまして、これらはテロ準備行為の抑止にも効果があると考えます。

また、外国人でありましても、不審者や不審物を発見した際には直ちに警察に通報するなど、一市民としてまちの安全確保に貢献するよう啓発周知を図ることなど、さまざまな手段によって訴えていく考えであります。

次は、公共施設等の整備に関するマスタープランに関連いたしまして、計画の実績についてのご質問であります。個別整備計画の実績は、乳幼児親子が遊び、学び、交流できる施設としての「CAPS しらさぎ児童館」移転改築、若者の居場所、学習活動の拠点となる「まなぼーと大原・成増」の整備でございます。また、いこいの家の一部は、地域包括支援センターや音楽練習室、調理設備を伴った集会室として新たな機能を付加し、現在整備を進めております。

さらに、平和公園と一体的に整備していく中央図書館、また、展示スペース

などの刷新を図っていく美術館の設計を進めており、小豆沢体育館プール棟につきましては、武道場など複合化し、現在改築工事中であります。

施設の配置につきましては、児童館 12 館、集会所は今年度の予定を含めて 9 施設を廃止する見込みであります。跡地につきましては、併設保育園の充実や公園として再整備するなど、有効活用を進めていく考えであります。

次は、個別整備計画の更新についてのご質問であります。個別整備計画は、公共施設等の整備に関するマスタープランの基本的な方針を踏まえながら、社会環境の変化等に応じて見直す必要があると考えています。個別整備計画の全般の改定につきましては、平成 30 年度の次期実施計画の策定にあわせて行っていく考えであります。

次は、区民への周知及び説明方法についてのご質問であります。個別整備計画の改定の際には、施設利用者、町会や関連団体など、区民の方々に状況に応じて適切かつ丁寧な方法で説明をしていきたいと考えています。

次は、児童相談所の設置に関連いたしまして、人材の確保についてのご質問であります。人材の確保、育成につきましては、設置自治体の共通かつ普遍的な課題として認識をしておりますが、東京都への派遣の枠が決められたことによつて、人材の確保は非常に厳しい状況でございます。こうした中、特別区では有為な人材確保を目的として、今年度から心理職の採用試験を 23 区統一実施とするほか、経験者採用の対象職に福祉を追加いたしました。育成に関しましても、子ども家庭支援センターでの OJT の活用のほか、平成 30 年度から特別区職員研修所において共同研修を実施する方向で現在検討を進めています。今後につきましては、所長、スーパーバイザーなどの任期付採用制度などについても検討するなど、あらゆる手段を講じていくことで、開設に向け人材の確保を図っていく所存であります。

次は、広域調整についてのご質問であります。現在特別区は、児童相談所移管準備連絡調整会議を設置し、財政、人事、保健、福祉など分野別に課題を整理し、対応策の検討に入っております。広域調整が必要なものとしましては、一時保護所や社会的養護に関しましては、特別区間での協力や調整は不可欠であると考えておまして、検討を進めているところであります。東京都や特別区間の共通システムの導入につきましても、自治体間でシステムを共有することの課題が多いこともあり、現在、これについても検討中であります。

次は、社会的養護の拡充についてのご質問です。一時保護所を退所した後は、現在家庭復帰ということですが、さまざまな事情によって家庭復帰できない場合、社会的養護が必要となります。このため、社会的養護の拡充が求められておりますが、特別区全体として考えていく必要があるため、全体需要の把握や現状の地域間の偏在への対応も含め、現在検討を進めているところであります。

次は、開設年度についてのご質問です。最後のご質問です。児童虐待は、いつ、どこでも起こる可能性がありまして、内容も複雑多様化しております。子どもの安心・安全を守るためには、住民に身近な区が児童相談行政を担い、児童虐待の発生予防から一貫した切れ目のない支援をしていく必要があると考えます。東京都の派遣受け入れ枠には課題はございますけれども、区としましては極力早期に実現すべく開設準備を行っていくものであり、現時点では平成 33 年度中の開設を変更する予定は考えておりません。

残りました教育委員会に関する答弁は教育長から行います。

○教育長（中川修一君） 川口雅敏議員の教育委員会に関する一般質問にお答えします。

教員の働き方改革に関しまして、区立小・中学校教員の勤務実態の把握についてのご質問ですが、平成 28 年に文部科学省が実施した教員勤務実態調査の集計結果が本年 4 月に速報値として公表され、教員の長時間労働が全国的に課題となっております。本区におきましても、教員の長時間労働が常態化している状況であることを認識しております。

次に、長時間労働の対応についてのご質問ですが、教員の働き方改革につきましては、中央教育審議会特別部会が平成 29 年 8 月 29 日に国や教育委員会、学校に対する緊急提言をまとめました。その提言では、長時間勤務が問題となる中、学校の働き方改革として、放課後の電話対応を行う留守番電話、部活動を行わない休養日、学校閉庁日の導入など、現場が取り組むべき対策を示しています。

区教育委員会としましては、全小・中学校に校務改善を図る経営支援部の設置、校務支援システムや夏季休業期間中の学校完全休校日の導入、部活動の活

動指針の策定など、校務全体の効率化と教職員の負担軽減を図っているところです。今後は、教員の適正な勤務時間を客観的に把握するためのシステムの構築など、さまざまな視点から教員の長時間労働の改善に取り組んでまいります。

次に、給食費の公会計化についてのご質問ですが、学校給食費の公会計化には、教職員の負担軽減のほか、法律関係が明確になるなどのメリットがあると認識しています。一方で、給食費公会計システムの導入や維持管理コストなどの新たな財源負担を伴うほか、実施自治体では公会計移行後に収納率が低下している状況も見られますことから、収納体制の整備が課題になると考えています。

文部科学省は、現状の給食費徴収の課題を踏まえて、給食費徴収方法のガイドラインを策定する方向性を示しているため、その動きを注視するとともに、既に実施している自治体の状況を十分に調査し、研究を行ってまいります。また、本区では平成 28 年度の学校給食費の収納率は 99.97%と非常に高い状況にあります。

これは、各学校での収納努力はもちろん、区教育委員会でも半年ごとに未納調査を実施し、支払い督促を行うほか、必要に応じて各家庭を直接訪問するなど、学校と連携して対応している成果であると考えています。今後も、学校給食費の徴収に伴う各学校の負担を軽減するよう努めてまいります。

次に、校務の情報化への取り組みについてのご質問ですが、教育委員会では校務負担の軽減と効率化、情報共有の推進、学校情報セキュリティの向上を目指し、平成 27 年度に校務支援システムを導入しました。このシステムの導入によって、指導要録や通知表の電算化が図られただけでなく、入力したデータを利用して多様な帳票を簡単に作成できるようになるなど、校務事務の効率化が図られているところです。今後とも、より一層システムの利活用が進むよう、引き続き学校訪問サポートや研修を実施するなどして校務負担の軽減に努めてまいります。

次に、パソコンを活用できない教員のスキルアップについてのご質問ですが、パソコンや電子黒板等の ICT 機器を効果的に活用し、児童・生徒の学力向上につなげていくためには教員のスキルアップが重要となってきます。全ての教員が ICT 機器を活用できるよう、整備に当たっては、各学校ごとに全教員対象の操作研修を行ってきました。また、平成 27 年度より教育支援センターで、小・

中学校全教員を対象とした ICT の効果的な活用についての実践研修等を実施してきたことにより、ICT 機器の活用が一層進んできているところです。こういった研修に加え、ICT 支援員による学校訪問サポートを実施するなどして、今後も教員のスキルアップに努めてまいります。

次に、小学校の外国語教育に関しまして、小・中学校における英語教育の接続についてのご質問ですが、小・中学校の英語教育の接続につきましては、小学校の外国語活動において音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていないといった課題が挙げられています。そのため、小学校高学年から外国語教育を教科として位置づけるに当たり、発達段階に応じて段階的に、文字を読むこと、書くことを加えて、総合的・系統的に扱う学習を行い、中学校への円滑な接続を図っていくことが重要であると考えます。

次に、小学校の英語活動等についての中学校教員の理解についてのご質問ですが、新学習指導要領においては、中学校外国語科の授業の中で、小学校第 3 学年から第 6 学年までに扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し、定着を図ることが求められています。本区では、23 の中学校区ごとの学びのエリア別、保・幼・小・中連携研修を実施しており、中学校の教員が小学校の外国語活動の授業を参観したり学習内容について情報交換を行ったりすることで、相互の児童・生徒の実態を理解し、授業において共通の取り組みを行う等、学習指導に生かしています。

また、小・中学校の教員を委員とした小中一貫教育推進委員会で区独自の英語等の 9 年間を見通したカリキュラムを現在作成しています。さらに、9 月から実施している管理職及び教員対象の新教育課程説明会におきましても、小・中学校ともに外国語科及び外国語活動の内容について説明し、中学校教員が小学校の学習内容等について理解を深めるようにしているところです。

次に、小学校の教員を対象とした外国語研修等についてのご質問ですが、本区では平成 28 年度から各小学校 1 名の英語教育推進リーダーの育成を目指し、小学校教員を対象とした、1 コース 10 回の英語教育講座を実施しております。平成 29 年度には、区内 53 校 67 名の教員がこの研修を受講し、各学校で全所属教員に研修内容の周知を図っております。今後とも英語教育講座を継続して実施し、英語教育推進リーダーの育成を図っていくとともに、小学校全教員を対象にした外国語研修を実施し、どの小学校でも同じレベルで英語教育が行われ

るように教員の育成に努めてまいります。

次に、英語科のカリキュラム・マネジメントの適用についてのご質問ですが、新学習指導要領総則におきまして、カリキュラム・マネジメントとは、「教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」と定義されています。新学習指導要領におきましては、小学校第5、6学年の英語科では授業時数が35時間ふえ、第3、4学年で新設される外国語活動でも新たに35時間設定することになり、カリキュラム・マネジメントの考え方にに基づき、各学校の特色を生かした教育課程を編成し、授業時数を確保することが求められています。

本区におきましては、児童や地域の実態、各教科等や学習内容の特質等に応じて、15分程度の短い時間を活用した指導を取り入れるなど、英語科に限らず、全ての教科等について創意工夫を生かした教育課程を弾力的に編成し、授業時数の増加にも対応していくよう各学校に周知してまいります。

最後に、英語の授業改善についてのご質問ですが、学習指導要領総則では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことで、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指しています。小学校3、4年生の外国語活動では、聞くこと、話すことの2技能、5、6年生の英語科では、読むこと、書くことの2技能を加えた4技能の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地や基礎を育むことを目標としています。本区におきましては、教員研修を充実させて教員の指導力向上を図ることとあわせて、外国人指導員を活用した授業や、文部科学省から平成30年2月に配布される予定の新教材及び東京都教育委員会から平成29年8月に配布された外国語活動指導資料などを活用して授業改善を推進し、学習指導要領で示されている4技能をバランスよく育成してまいります。

いただきました教育に関する質問の答弁は以上でございます。